

新潟県病院局管理規程第10号

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月30日

新潟県病院局事業管理者 金井 健一

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程（平成12年新潟県病院局管理規程第5号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（特殊診療手当）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 前項の手当の額は、勤務1月につき、次の各号に定める額の合計額とする。ただし、第1号の額は、勤務1月のうち診療業務に従事した日数が、当該月の正規の診療日の日数の2分の1に満たない日数である医師等については、同号の規定により算出して得た額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>(1) 医師等の診療科に応じ次に定める額</p> <p>ア 放射線科、麻酔科、病理検査科及び研究部専任の医師等並びに病院局長の承認を得た医師等（以下これらの者をこの項において「特例者」という。）については、当該病院又は診療所（以下「病院等」という。）の技術料の合計に1,000分の373を乗じて得た額（以下この項において「算定基礎額」という。）を、当該病院等の医師等の合計人数で除して得た額</p> <p>イ ア以外の医師等については、次に掲げる算式により算定して得た額の合計額</p> <p>(ア) 当該診療科の患者数に応じ次の算式により算定して得た額</p> $((\text{算定基礎額} - \text{A}) \times 0.3 \times \text{B} \div \text{C}) \div \text{D}$ <p>算式の符号</p> <p>A アにより得られた特例者の額の合計</p> <p>B 当該診療科の患者数</p> <p>C 当該病院等の患者数の合計</p> <p>D 当該診療科の医師等の人数</p> <p>(イ) 当該診療科の技術料に応じ次の算式により算定して得た額</p> $((\text{算定基礎額} - \text{A}) \times 0.7 \times \text{E} \div \text{F}) \div \text{D}$ <p>算式の符号</p> <p>A アにより得られた特例者の額の合計</p> <p>D 当該診療科の医師等の人数</p> <p>E 当該診療科の技術料</p> <p>F 当該病院等の技術料の合計</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 別表第2の区分欄に掲げる病院等に常時勤務する医師等については、当該区分に応じて同表支給月額欄に定める額</p> <p>(4)～(6) （略）</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>（特殊診療手当）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 前項の手当の額は、勤務1月につき、次の各号に定める額の合計額とする。ただし、第1号の額は、勤務1月のうち診療業務に従事した日数が、当該月の正規の診療日の日数の2分の1に満たない日数である医師等については、同号の規定により算出して得た額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>(1) 医師等の診療科に応じ次に定める額</p> <p>ア 放射線科、麻酔科、病理検査科及び研究部専任の医師等並びに病院局長の承認を得た医師等（以下これらの者をこの項において「特例者」という。）については、当該病院の技術料の合計に1,000分の373を乗じて得た額（以下この項において「算定基礎額」という。）を、当該病院の医師等の合計人数で除して得た額</p> <p>イ ア以外の医師等については、次に掲げる算式により算定して得た額の合計額</p> <p>(ア) 当該診療科の患者数に応じ次の算式により算定して得た額</p> $((\text{算定基礎額} - \text{A}) \times 0.3 \times \text{B} \div \text{C}) \div \text{D}$ <p>算式の符号</p> <p>A アにより得られた特例者の額の合計</p> <p>B 当該診療科の患者数</p> <p>C 当該病院の患者数の合計</p> <p>D 当該診療科の医師等の人数</p> <p>(イ) 当該診療科の技術料に応じ次の算式により算定して得た額</p> $((\text{算定基礎額} - \text{A}) \times 0.7 \times \text{E} \div \text{F}) \div \text{D}$ <p>算式の符号</p> <p>A アにより得られた特例者の額の合計</p> <p>D 当該診療科の医師等の人数</p> <p>E 当該診療科の技術料</p> <p>F 当該病院の技術料の合計</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 別表第2の区分欄に掲げる病院に常時勤務する医師等については、当該区分に応じて同表支給月額欄に定める額</p> <p>(4)～(6) （略）</p> <p>3・4 （略）</p>

(応援診療手当)

第6条 職員のうち、医師等が次に掲げる業務をしたときは、応援診療手当を支給する。

(1) 新潟県病院局助勤規程（昭和30年病院局管理規程第11号。次号において「助勤規程」という。）の規定により、所属する病院等以外の県立病院（次号において「他病院」という。）又は診療所において診療業務に従事した場合

(2)・(3) (略)

2 (略)

別表第2（第5条関係）

区 分	支給月額
まつだい診療センター	169,200円
(略)	

備考 まつだい診療センター及び妙高病院にあつては50,000円を、津川病院及び柿崎病院にあつては30,000円を支給月額に加えて支給する。

(応援診療手当)

第6条 職員のうち、医師等が次に掲げる業務をしたときは、応援診療手当を支給する。

(1) 新潟県病院局助勤規程（昭和30年病院局管理規程第11号。次号において「助勤規程」という。）の規定により、所属する病院以外の県立病院（次号において「他病院」という。）において診療業務に従事した場合

(2)・(3) (略)

2 (略)

別表第2（第5条関係）

区 分	支給月額
松代病院	169,200円
(略)	

備考 松代病院及び妙高病院にあつては50,000円を、津川病院及び柿崎病院にあつては30,000円を支給月額に加えて支給する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。